

## 189(いちはやく)サポーター認定制度実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、県民の児童虐待に対する意識の啓発を図り、児童虐待の未然防止、早期発見につなげるため、地域において、子どもや子育て家庭の見守り・支援等を行うサポーターの養成・認定について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、「189(いちはやく)サポーター」(以下「189サポーター」という。)とは、県内に居住する者又は県内の事業所・学校等に通勤・通学する者であって、児童虐待の防止等について、所定の研修を受講し、知事から認定を受けた者をいう。

2 189サポーターは、次に掲げる児童虐待防止に関する取組を積極的に行うよう努めるものとする。

- (1) オレンジリボンを身につけるなど、児童虐待防止に係る啓発活動に参加すること
- (2) 児童虐待防止に関する講演会、研修会等に参加し、児童虐待についての理解を深めること
- (3) 周囲の子どもや子育て家庭の状況に気を配り、必要に応じて声かけ、助言、児童相談所等への通報等を行うこと
- (4) 行政や関係機関・団体の児童虐待防止に関する活動に対し、協力・支援を行うこと
- (5) その他、児童虐待防止に関して必要と認められること

### (養成研修)

第3条 189サポーター養成研修の実施を希望する者は、189サポーター養成研修申込書(別記第1号様式)を県又は県が委託した者に提出するものとする。

2 県又は県が委託した者は、189サポーター養成研修申込書の提出を受けた場合は、189サポーター養成研修を実施する

### (認定)

第4条 知事は、前条の研修を受講した者を189サポーターとして認定し、189サポーター認定証(別記第2号様式)を交付する。

### (変更の届出)

第5条 189サポーターは、氏名又は住所(居所)に変更があったときは、速やかに、189サポーター変更届出書(別記第3号様式)により、その旨を知事に届け出るものとする。

### (認定の取消し)

第6条 知事は、189サポーターが次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の内容等により受講申込みをしたとき
  - (2) 法令等に違反する重大な事実があると認めるとき
  - (3) 前各号に掲げる場合のほか、189サポーターとして適当でないと認めるとき
- 2 知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、その理由を示して、認定者に通知するものとする。
  - 3 第1項の規定により認定を取り消された者は、遅滞なく、認定証を知事に返納するものとする。
  - 4 知事は、第1項の規定により認定を取り消された者がその責めに帰すことができない理由により同項各号に該当することが明らかであると認めるときは、当該者を再度認定するとともに、認定証を再交付することができるものとする。

#### (189サポーターへの支援措置)

- 第7条 県は、189サポーターに対し、児童虐待防止対策に係る情報の提供その他活動を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 県は、市町、関係機関・団体等に対し、189サポーターが円滑に活動できるよう協力を依頼するものとする。

#### (情報の提供)

- 第8条 知事は、189サポーターの氏名、住所及び認定時期について、事前に本人の了解を得た上で、居住地若しくは所属する事業所又は学校等の所在市町へ提供することができるものとする。

#### (その他)

- 第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

#### 附則

- この要綱は、令和2年9月18日から施行する。  
この要綱は、令和2年11月24日から施行する。